

新型コロナウイルス感染症関連の主な支援策のまとめ

令和2年8月1日時点

※情報は日々更新されますので、最新情報は各種問い合わせ先にご確認ください

事業名		対象者	支給額等	問い合わせ先	申請方法
個人向け	給付	特別定額給付金 申請期限：R2. 8. 11	令和2年4月27日を基準日とし、住民基本台帳に記録されているすべての人 1人につき10万円を世帯主に支給	昭和村 給付金相談窓口 平日 9:00～17:00 Tel 0278-22-1212	・郵送 ・オンライン申請
	給付	子育て応援給付金【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 6. 11～8. 11	令和2年6月1日の基準日において、昭和村の住民基本台帳に記録(子どもを含む)され、次の要件を満たす方 ①村内の小中学校に在籍する児童生徒を持つ保護者 ②保育所、幼稚園、認定子ども園等に入園する児童を持つ保護者 ※①～②は、申請手続きを省略し、学校給食費等を支払う振替口座又は指定口座へ振り込み ③平成26年4月2日以降に生まれた子どもを持つ保護者(園児除く。) ④妊婦である者 ⑤大学・高校及び専門学校等へ通学する子どもを持つ保護者 ※③～⑤は、保護者の申請に基づき、指定口座に振り込み ※⑤の学生は、昭和村に住所がなくても、対象となる保護者が扶養していれば対象	昭和村 給付金相談窓口 平日 9:00～17:00 Tel 0278-22-1212	・郵送 ・昭和村役場玄関横の給付金相談窓口で申請 ※申請書様式はHP
	給付	新たな生活様式導入支援給付金【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 3～R2. 9. 30	令和2年8月1日の基準日において、昭和村の住民基本台帳に記録されているすべての人 ※感染症を予防する「新しい生活様式」への対応に必要なマスクや消毒液などの購入費用の支援 世帯員1人につき5千円を世帯主に支給 ※特別定額給付金の振り込み口座に振り込みます。	昭和村役場 総務課 平日 8:30～17:15 Tel 0278-24-5111	・昭和村に特別定額給付金の申請をした方は申請不要 ・申請をしていない方は、昭和村役場総務課へ申請 ※申請書様式はHP
	給付	新生児給付金【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 3～R3. 4. 16	本村の住民基本台帳に記録され、引き続き昭和村に居住する世帯で令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子 該当期間内に生まれた子一人につき10万円を支給	昭和村役場 保健福祉課 平日 8:30～17:15 Tel 0278-24-5111	・郵送 ・昭和村役場保健福祉課へ申請 ※申請書様式はHP

個人向け	貸付	緊急小口資金 (休業向け)	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 【限度額引き上げ要件】 ※いずれかに該当していること。 ①世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者がいる ②世帯員の中に要介護者がいる ③4人以上の世帯である ④世帯員の中に、子の世話をを行うことが必要となり休業した労働者がいる ⑤世帯員の中に収入減少となった個人事業主等がいる ⑥上記の他、特に資金の貸付需要があると認められるとき	原則10万円/世帯 ※引上要件に該当する場合は20万円に増額 ※据置期間：1年間 償還期間：2年以内 無利子・保証人不要	昭和村社会福祉協議会 平日 8:30～17:00 Tel 0278-20-1126	
	貸付	総合支援資金 (失業向け)	以下のすべてを満たしている方 ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により、生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ②自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること ③離職等の日において世帯の生計を主として維持していた者で、本人確認が可能であること ④現に住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ⑤県社協及び市町村社協が貸付及び関係機関と共に支援を行うことにより、自立した生活が営めることが見込まれ、償還を見込めること ⑥失業給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと ⑦借受人の借受時の年齢は原則として60歳未満とする	(1)生活支援費 単身世帯：月15万円以内 複数世帯：月20万円以内 (2)住宅入居費 40万円以内 (3)一時生活再建費 50万円以内 ※無利子による貸付 ※返済期間経過後は、残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生する ※(1)は据置期間：1年以内 償還期間：10年以内 無利子・保証人不要	昭和村社会福祉協議会 平日 8:30～17:00 Tel 0278-20-1126	・昭和村社会福祉協議会へ申請【要予約】

個人向け	給付	住居確保給付金	以下のすべてを満たしている方 ①群馬県内23町村に居住し、経済的に困窮した居住喪失者又は居住喪失のおそれがある ②どちらかにあてはまること 1. 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること 2. 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が該当個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況であること ③離職日等において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ④申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること ⑤申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。 ⑥国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体が実施する離職者等に対する居住の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと ⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと	下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給 30,700円（単身世帯） 37,000円（2人世帯） 39,900円（3～5人世帯） 43,000円（6人世帯） 47,900円（7人以上） 支給期間は原則3か月間	昭和村社会福祉協議会 平日 8:30～17:00 Tel 0278-20-1126	※昭和村社会福祉協議会への相談【要予約】 ※利根郡内の町村は、みなかみ町社会福祉協議会で申請を受け付けている。
	助成	小学校休業等対応助成金 【労働者に休暇を取得させた事業者向け】 期間：2/27～9/30の間に取得した休暇	以下の①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども等など、小学校等を休む必要がある子ども ※要件については、小学校休業等対応支援金ホームページでご確認ください。	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 上限額 R2.2.27～3.31 8,330円/日 R2.4.1～9.30 15,000円/日	厚生労働省 【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター】 平日・休日 9:00～21:00 Tel 0120-60-3999	昭和村の事業者は、ハローワーク沼田で受付（郵送可） ※申請様式等はHP
	助成	小学校休業等対応支援金 【委託を受けて個人で仕事をする方向け】 期間：2/27～9/30の間に取得した休暇	以下の①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす者 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した諸学校等に通う子ども ②新型コロナウイルス感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども ※要件については、小学校休業等対応支援金ホームページでご確認ください。	就業できなかった日について定額 R2.2.27～3.31 4,100円/日 R2.4.1～9.30 7,500円/日	厚生労働省 【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター】 平日・休日 9:00～21:00 Tel 0120-60-3999	昭和村の事業者は、ハローワーク沼田で受付（郵送可） ※申請様式等はHP

助成	クラスター感染拡大防止対策事業助成金 【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 3~R3. 3. 31	令和2年8月1日時点において村内に所在し、引き続き事業所運営を継続する次のいずれかに該当する施設管理者 (1)介護保険関連施設を営む管理者 (2)身体障がい者関連施設を営む管理者 (3)医療機関を営む管理者	1事業所につき、20万円以内 ただし、1事業所内に事業所が3箇所以上ある場合は、50万円以内	昭和村役場 保健福祉課 平日 8:30~17:15 Tel 0278-24-5111	・郵送 ・昭和村役場保健福祉課へ申請 ※申請書様式はHP
助成	宿泊業生産性・おもてなし向上支援事業助成金 【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 1~R2. 8. 31	緊急事態宣言の発令に伴い、県の休業要請に協力いただいた宿泊施設	群馬県事業の「泊まって！応援キャンペーン」での県民割引5,000円のうち宿泊施設が負担する1,000円分を助成	昭和村役場 企画課 平日 8:30~17:15 Tel 0278-24-5111	昭和村役場企画課へ申請
助成	農業生産を維持するための助成金 【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 3~R2. 10. 30	以下のすべてにあてはまること ①新型コロナウイルス感染症の影響により生じた外国人材の入国制限等により、予定していた外国人技能実習生が受け入れられない認定農業者およびそれに準ずる農業者であること。 ②令和元年12月までに就農し、申請時時点で営農を行っており、今後も継続予定であること。 ③外国人技能実習生の受入予定を証明する書類を提出できること。	対象となる外国人技能実習生1名につき3万円	昭和村役場 産業課 平日 8:30~17:15 Tel 0278-24-5111	・郵送 ・昭和村役場産業課へ申請 ※申請書様式はHP
助成	中小事業者家賃支援助成金 【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 3~R2. 10. 30	以下のすべてにあてはまること ①村内に本店又は主たる事業所（支店、一部フランチャイズ店を除く）を置いている中小企業若しくは個人事業主又は村内に住民登録（令和2年4月1日時点）をしている個人事業主。 ②2019年12月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。 ③事業収入を主たる収入としていること。 ④他人の建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。 ⑤令和2年3月31日の時点で有効な賃貸借契約があり、且つ申請時点で有効な賃貸借契約があること。 ⑥指定期間（2020年4月から2020年8月）のいずれか1カ月の売上高が前年同月と比較して30%以上減少していること。	申請日の直前1カ月以内に支払った家賃（月額） 1事業者あたり上限10万円 ※1回限り	昭和村商工会 平日9:00~17:00 Tel 0278-23-2918 又は 昭和村役場 産業課 平日 8:30~17:15 Tel 0278-24-5111	・郵送 ・昭和村商工会へ申請 ※申請書様式はHP

事業者向け	助成	コロナ禍対応事業者応援助成金 【昭和村独自事業】 申請期間：R2.8.3~R2.10.30	以下のすべてにあてはまること ①村内に本店又は主たる事業所（支店、一部フランチャイズ店を除く）を置いている中小企業若しくは個人事業主又は村内に住民登録（令和2年4月1日時点）をしている個人事業主。 ②申請日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。 ③事業収入を主たる収入としていること。 ④新しい生活様式に対応した取組として、2020年2月以降で2万円以上の経費を支出している。 対象事業 ア：感染予防のための事業 例）マスク、ゴム手袋、消毒液、空気清浄機 等 イ：売上向上、消費喚起のための事業 例）テイクアウト導入、ウェブ作成・広告 等 ウ：新しい生活様式に対応した新たなビジネス展開のための事業 例）オンラインシステム導入、キャッシュレス対応の整備 等	2020年2月以降から申請日まで に支払った対象事業の経費 1事業者あたり上限10万円 ※すでに購入された経費も対象 ※2020年2月1日～2020年10月 30日の間の購入に限る ※1回限り	昭和村商工会 平日9:00～17:00 Tel 0278-23-2918 又は 昭和村役場 産業課 平日 8:30～17:15 Tel 0278-24-5111	・郵送 ・昭和村商工会へ申請 ※申請書様式はHP
	助成	雇用調整助成金 【特例措置】 対象期間：R2.4.1~R2.9.30 申請期間：R2.5.1~R3.1.15まで ※通常は、支給対象期間の末日 の翌日から2か月以内	＜支給対象となる事業主＞ 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。（※） ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。 ＜助成対象となる労働者＞ 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。（雇用調整助成金と同様に申請できます）	（平均賃金額（※）×休業手当等の支払率）×下表の助成率（1人1日あたり15,000円が上限） ※平均賃金額の算定について、小規模の事業所（概ね20人以下）は簡略化する特例措置を実施しています。 助成率 中小企業：4/5 大企業：2/3 ※解雇等を行わない場合 中小企業：10/10 大企業：3/4	ハローワーク沼田 （テラス沼田5階） 平日 8:30～17:15 Tel 0278-22-8609 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター Tel 0120-60-3999	昭和村の事業者は、ハローワーク沼田で受付（郵送可） ※申請様式等はHP

給付	経営支援事業給付金 【昭和村独自事業】 申請期間：R2. 8. 3~R3. 1. 29	以下のすべてに当てはまること ①村内に本店又は主たる事業所（支店、一部フランチャイズ店を除く）を置いている中小企業若しくは個人事業主又は村内に住民登録（令和2年4月1日時点）をしている個人事業主。 ②2019年12月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。 ③事業収入を主たる収入としていること。 ④指定期間（2020年1月から2020年12月）のいずれか1カ月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少していること。	指定期間のうち、任意の1カ月の売上高の前年同月比が、 ①20%以上30%未満減少 10万円 ②30%以上50%未満減少 20万円 ③50%以上で国の持続化給付金を受給し且つ給付申請額の減少金額が給付上限額を超えている場合、 法人 上限100万円 個人 上限 50万円 ※1事業者、いずれか1回限り	昭和村商工会 平日9:00~17:00 Tel 0278-23-2918 又は 昭和村役場 産業課 平日 8:30~17:15 Tel 0278-24-5111	・郵送 ・昭和村商工会へ申請 ※申請書様式はHP
給付	家賃支援給付金 申請期限：R3. 1. 15	法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。 個人事業者は、フリーランスを含み、幅広く対象とします。 対象要件は、家賃支援給付金ポータルサイトでご確認ください。	申請日の直近1か月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額が給付されます。 法人 最大600万円 個人事業者 最大300万円	家賃支援給付金 コールセンター 受付時間：8:30~19:00 8月31日まで：全日対応 9月1日以降：平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く） Tel 0120-653-930	・オンライン申請 ・申請サポート会場で申請 【完全予約制】 沼田市西倉内町669-1 沼田商工会館 予約は、家賃支援給付金ポータルサイト又は申請サポート会場電話予約窓口 電話 0120-150-413 受付時間：9:00~18:00
給付	持続化給付金 【個人事業主・法人向け】 対象期間：R2. 1~R2. 12 申請期間：R2. 5. 1~R3. 1. 15	（中小法人等） 資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。 中小法人等の対象要件は、中小企業庁 持続化給付金ホームページでご確認ください。 （個人事業者等） フリーランスを含む個人事業者が広く対象となります。 個人事業者等の対象要件は、中小企業庁 持続化給付金ホームページでご確認ください。	上限額 個人事業主：100万円 法人：200万円	中小企業庁 持続化給付金事業 コールセンター 全日 8:30~19:00 Tel 0120-115-570 ※「持続化給付金」で検索	・オンライン申請 ・申請サポート会場 ※近隣では沼田市【沼田会場】 2020年5月23日~7月30日 沼田市下之町888 テラス沼田7F 電話予約窓口（オペレーター対応9:00~18:00） 電話 0570-077-866
給付	持続化給付金 【農林業者（個人向け）】 対象期間：R2. 1~R2. 12 申請期間：R2. 5. 1~R3. 1. 15	(1) 税務申告をした農業者が対象になります。昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。 ※昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。 ※2019年の確定申告（所得税）または住民税の申告のいずれかを行っていれば申請が可能です。 ※昨年の事業収入を基に支払われますので、昨年赤字申告の方も対象です。 (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が、(1)で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。 対象要件は、農林水産省 ホームページでご確認ください。	上限額 100万円	中小企業庁 持続化給付金事業 コールセンター 全日 8:30~19:00 Tel 0120-115-570 ※「持続化給付金」で検索	・オンライン申請 ・申請サポート会場 ※近隣では沼田市【沼田会場】 2020年5月23日~7月30日 沼田市下之町888 テラス沼田7F 電話予約窓口（オペレーター対応9:00~18:00） Tel 0570-077-866

セーフティーネット保証
危機関連保証
【民間金融機関による信用保証
付融資】

セーフティーネット保証：一般保証とは別枠(2.8億円)で保証

- ・ 4号 条件：売上高が前年同月比▲20%以上減少等（借入債務の100%を保証）
- ・ 5号 条件：売上高が前年同月比▲5%以上減少等（借入債務の80%を保証）

危機関連保証：一般保証枠、SN保証枠とは別枠(2.8億円)としての措置
条件：売上高が前年同月比▲15%以上減少等（借入債務の100%を保証）

※対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申し込みをしてください。

※ご利用には別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※融資に関しては、取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

※認定書申請については昭和村役場までお問い合わせください。

・ 昭和村役場産業課へ申請
※申請書様式はHP